

豊後国山香郷の研究

中山重記

- 一 鼻豊後と豊後国浦部十五庄
- 二 山香郷と六郷満山
- 三 山香郷大田文案と同郷岡田帳案
- 四 山香郷の八幡宮
- 一 鼻豊後と豊後国浦部十五庄

八幡大神の封戸八〇〇戸（二六郷）は、「造神宮寺料」（弥勒寺料）となった（「新抄格勅符抄」延暦十七年十二月二十一日太政官符）。これについて先ず反対したのは大宰府であった。大宰府は数回にわたって造神宮寺料を取りつけそうという行動に出たが、宇佐宮は太政官に越訴して大宰府を封じこめた。豊後国浦部一五庄（二五郷）は造神宮寺領であったが、今度は知行国守・国守によって、取り上げられた。

この庄は文治二年（一一八六）四月十三日の、後白河院庁下文案益永家記録
鎌倉遺文八五号に、

八坂庄 大神庄 日出庄
院
 由布庄 伊美庄 岐部庄

白野庄 香々地庄 竹田津庄

真玉庄 姫 島 都甲庄

草地庄 山香庄 藤尾寺

右の一五庄につき、後白河院庁が、宇佐宮弥勒寺の所司に下したものである。仁安(一一六六)院庁下文に任せ、国の妨を停止し、豊後の国浦部一五庄を、本の如く寺家(弥勒寺)に返付を命じた院庁の下文である。以上一五庄の四至は、久安(一二四五)一五(一)院庁下文にはあったが、その古文書はみつからない。弥勒寺別当法印大和尚位成清の解状に、彼の一五庄は「慈尊薩埵の御願、累代聖主勅免庄園也」とある。

八幡大神の封戸八〇〇戸は一六郷にあたる。今、浦部一五庄は、速見郡の山香郷・大神郷(大神庄・日出庄)・由布庄・八坂郷・伊美郷(伊美庄・岐部庄・白野庄・香々地庄・竹田津庄・真玉庄・姫島・都甲庄・草地庄・藤尾寺)の五郷となる。藤尾寺はその位置が見つかっていない。由布院は古代の倉院の跡であるから、郷と同じように、五〇戸と見るのは無理があるかも知れない。なお伊美庄以下九庄を、伊美郷の中におしこんでしまうことは無理であると、思うけれども、国崎半島は六郷であるから、九庄の四至がわからない故をもって、伊美郷につけてしまう方法以外に解決の道はないようである。

平安末になって、「造神宮寺料」を犯したものは誰であるか。先述の如く「朝家之崇勝也」、とあるにより、大宰府は、造神宮寺料を、取上ることができなかったのであるが、今度は知行国主や国主が、造神宮寺領を認めず、浦部一五庄を国領として、弥勒寺領を取上げる。鼻豊後といわれた(渡辺澄夫『緒方三郎惟栄』七二頁)藤原頼輔は永暦元年(一一〇〇)から、仁安元年(一一六六)まで国主、その年から元暦元年(一一八六)まで、知行国守となり、前後二四年間、「造神宮寺領」を認めず、これに対して庄迫を加えた。

右の浦部一五庄について、中野幡能氏は、弥勒寺学分として寄進された「墾田百町」が、右の一五庄になったと、『八幡信仰史の研究』五九七頁に記るされてあるが、墾田百町は竈土庄に発展したと、「元暦文治記」にはある。

二 山香郷と六郷満山

二六

山香郷は国埼六郷でないから、六郷満山との関係は少ないけれども、二ヶ寺程明確な史料があるのでこれを見ることにする。

(A) 津波戸山水月寺

「仁安三年六郷二十八山本寺目録」(六郷山文書)に、序分本山八ヶ寺の中に、「津波戸山水月寺」がある。水月寺は立石峠を越えると大字向野に出る。国道一〇号線から北の山地を登れば津波戸山につく。寺屋はなく岩屋があったのである。長安寺文書に、「豊後国六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録写」に、安貞二年(一一二二)五月日の「將軍家御祈禱卷数目録」がある。この文書に、

一、津波戸^(水月寺)石屋、本尊千手観世音菩薩深山去里数丁、昔有人聞菩薩、行顯満山給也、彼菩薩於此石屋放瑞相、告語發峯巡礼次第也、

於能行聖人御石屋也、亦齋衛^(八五五)二年二月十五日、同聖人自筆仁書如法経時、為硯水以筆軸、指白岩給、自軸跡靈水漲出事、于

今新也、当代取此水、満山仁書写如法経云云、年中勤修正月会^{正月三日}、法華不断経^{自十月八日至同十日三ヶ夜勤}同修法華八講^{請僧八人}、月並

勤観音講^{毎月十日}、日次勤初後夜入堂読誦經典、於石屋観音仏前、今始御祈禱長日観音経三十三卷、千手陀羅尼卅一遍、

注(1)如法経^{ニヨホウキヤウ}天長年中慈覚大師、叡山の横川に於て一庵を結び、三年の間六根懺悔の行法を営む暇に、石墨草筆にて法華経を書写し

た。これを如法経という。(織田得能)

(2)千手陀羅尼^{センジユダラ}千手千眼観世音菩薩広大円満無礙大悲心陀羅尼のことである。(織田得能)

二、津波戸山水月寺経筒銘「大分県金石年表」東京都芝区中門町二丁目 松山福一郎藏

「如法書写妙法蓮華経一部、並結縁集一遍集各一卷、如法摺僧仏菩薩各百体、宝塔一基於中安置釈迦多宝二世尊像、左右扉普賢・文殊種子書之、永保三年九月廿二日、於津波戸山、供養之願主、积尊遺法弟子永尊並結縁大衆」、

〔筒底〕
〔紀行則〕未則・仏子観運・僧兼賢・僧静信・僧明元・秦氏
〔筒内部口辺〕
〔覚明蔵経随念〕頼・尼妙法・女童子字佐氏・法橋良信・宇佐公相・尼妙深・尼妙法・僧覚真・堯永・賢・頼・導

〔筒内部口辺〕
〔覚明蔵経随念〕頼・尼妙法・女童子字佐氏・法橋良信・宇佐公相・尼妙深・尼妙法・僧覚真・堯永・賢・頼・導

(C) 小溪山大谷寺

この寺は、仁安三年六郷二十八山本寺目録〔太宰管内志〕下の六郷山文書に、本山分末寺としてこの寺がある。この寺が山香郷おたにの小谷にある寺という。小谷であるとするれば、辻小野山西明寺に大接近し、寺跡も分っていない。

三 山香郷大田文案と同郷図田帳案

(A) 豊後国大田文案〔鎌倉遺文〕一五七〇一号

御注進状案豊後国田文案 弘安八年十月十六日

○中略

山香郷式百町 同弥勒寺領

郷分百町 大友兵庫入道殿(願考)

立石村四拾四町 豊前九郎入道明真跡、同彦四郎盛道法師、

法名良恵、

同下倉成名拾六町 御家人綾部小次郎道明跡、小田原五郎景

郷・道明後家尼善阿・同女子藤原氏、各分領不分明、

広瀬六町六段大、遠江国御家人内田宮藤三清致跡、同三郎致

持

日指村参拾町 大炊判官代大郎頼元法師、法名道仏、与当国

日差左衛門尉惟忠後家尼論申之

(B) 豊後国図田帳案〔鎌倉遺文〕一五七〇一号

豊後国図田帳案豊後国図田帳 弘安八年十月十六日

○中略

山香郷二百町郷司家忠退転之後、当知行未分明、

本郷 百町 大友兵庫入道殿、

立石村四拾余丁 豊前九郎入道明真跡彦四郎、

下倉成名拾六丁 肥前国御家人綾部小次郎通明跡、後家善阿

女子・小田原五郎景郷配分、為知行(同説之)云、

広瀬六町六反大 遠江国御家人、内田土藤三致清跡、三郎

致(巻)時相続

日指村三拾町 大炊判官代大郎頼元(4)道仏(4)、当国住人、日差左

衛門後家論之、

此已下不見

一 王名三町三段小 大友兵庫入道殿

○上下ノ記事ヲ合セルタメ順序ヲカヘタ分アリ、

注(1) (A)に「弥勒寺領」とあり、(B)には「弥勒寺領」がなく「郷司家忠退転之後、当地行未分明」とある。「大分県史料」(9)都甲文書一六号を系図化するれば、

源経俊一女

大神貞正一貞門一貞家一家忠一家実

右の如くなる。本郷に大友頼泰が郷司職(地頭)をもてば、郷司家忠は退転せざるを得ない。

- (2) (A)には「郷分百町」(B)には「本郷百町」とある。郷分と本郷の区別はわからない。山香郷の地域的に郷の真中をしめ、八坂川の本格的な井堰の存在する所である。大友兵庫入道頼泰の郷司職であろう。(『大分県史料』(3)大友家文書録)「豊後守護職大友氏時所領所職注進状」には「山香郷司職」となっているが内容は地頭職であろう。
- (3) 大友親秀弟明信の跡に、伊予三島大明神の跡、河野盛通に譲る。
- (4) 大炊判官代大郎頼元は、田北氏の祖親泰の子である。日指惟忠出所不明。四所明神の南方に田北氏の城址がある。

四 山香郷の八幡宮

(1) 中地区(旧中山香村)

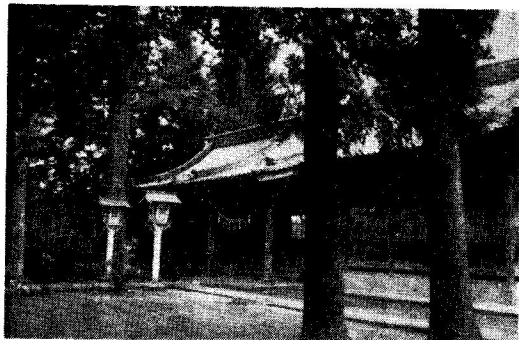
大字野原字八幡森(やわたのり)に八幡八幡神社がある。旧県社。「八幡森」だけで八幡宮を顕すのであるが、念には念を入れて八旗八幡神社となつている。『山香町誌』(昭和五七年三月三二日発行)を見ると、「八幡八幡神社」と「八旗八幡神社」を両方とも使つてある。私は神社に参つて、神社にはどう書いてあるかと、参拝して見ると、拝殿の真中に、額に入れた「八旗八幡神社」と書いた額を見た。八幡様のお祭には市がたつ。農家には役に立つ竹じょうけ、くずで作った篩等が各種各様店を出してい

た。

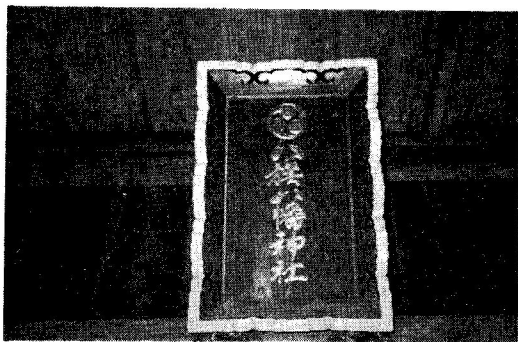
明治維新の神仏分離で、阿弥陀如来は真宗法照寺、釈迦如来は善満寺、観世音と大般若経は竺源寺に移したという。神殿の神様は仏像であった。

昔は御供筋の二四家があつて、祭礼が行われた。又井川原と綾富から神輿役、金堂から鉦持役、鶴成村から神輿役、岩屋から台持役、中村から役人、下後川内余名しもごうちから神輿役、末の松から台持役、貫井村（ヌクシ）平（しろ）から命婦役、台から台持役、恒道村小川原から具足持役、東野から台持役、倉成村鈴宮と徳富から

神輿役、小武村山口から駕轡丁役、筈別当から筈別当役、中畑から弓持役がでた。此の役人が出る範囲が、「凶田帳」の郷分の範囲に当たるようである。



八幡八幡神社



神社名の額

<p>八 満 宮</p>	<p>その他の神社</p>	<p>大 字 小 字</p>	<p>備 考</p>
<p>若 宮 八 幡 宮 八 幡 神 社 四 所 神 社</p>		<p>野 原・宮ノ原 野 原・西小野 野 原・小野尾<small>おのの</small></p>	<p>平家落人といわれる小松氏の氏神か</p>

秋葉神社	寺山八幡宮	金刀比羅神社	野原・樋掛	八丈野山大禪寺の守護神
松島神社	五所神社	金刀比羅神社	野原・東野原	氏子は内河野
野原・貫井	野原・五所	野原・東野原	野原・東野原	若宮八幡
内河野・階廻 <small>かためぐり</small>	内河野・漬 <small>つぶれはら</small> 拔	野原・貫井	野原・東野原	

(2) 立石地区(旧立石村)

馬上八幡宮	三嶋社	下・上坂水	立石・竜が尾	伊予国大三嶋大明神跡の河野氏祭る。
天満社	三嶋社	立石・城山	立石・竜が尾	菅原道真を祭る。
向野神社	三嶋社	立石・城山	立石・竜が尾	
向野神社	三嶋社	立石・城山	立石・竜が尾	

(3) 山浦地区(旧山浦村)

八幡神社	三嶋社	山浦・長田	山浦・芋恵良	河野氏伊予国三嶋大明神を祭る。
石河野八幡宮	白山神社	山浦・浦篠	山浦・芋恵良	
	白山神社	山浦・浦篠	山浦・芋恵良	
	白山神社	山浦・芋恵良	山浦・石河野	

(4) 上地区(旧上村)
かんむら

鶴岡八幡宮	四所神社	日指・官平	田北鑑生が社殿改築した。
下霧八幡宮	水 <small>みずの</small> 口 <small>くち</small> 神社	南畑・上河内 南畑・水口	この八幡社の成立の意味がわからない。 八坂川の水源を祭る。
唐川八幡宮		久木野尾・下霧 久木野尾・唐川	石清水文書之五、宇佐八幡宮司解に、行幸会十所の一に辛川山とある。

(4) 東地区

小武八幡宮	白鬚神社	広瀬・殿山 <small>のやま</small>	地頭工藤氏の祭神
倉成八幡宮		小武・今畑 倉成・平野	

山香郷(現山香町)の神社を一表にして、この郷がどんな過去をもって、今日を実現して来たかを考える緒としたい。

なお、中区の八幡八幡神社の御神体が阿弥陀仏であったことが、前述の明治維新の神仏分離の際わかったことであるが、八幡大菩薩の本地が阿弥陀仏であると信ぜられるようになったのは一二世紀の頃であった、というから、八幡八幡神社の創立は一二世紀の頃であったのであろうか。

この項は『山香町誌』(昭和五十七年刊)を参考にした。この町誌を一通り読んで見たが、随分骨おって書いたことが分った。この研究を進めるために使った史料は渡辺澄夫編『豊後国安岐郷・八坂(上・下・新)荘史料』のうち山香郷史料を使って研究

したが、研究項目を四つたて、研究したが、史料の解釈をするために、足を使って、新たな項目をもっとふやして研究をした
いと考えた。

注(1) 中野幡能「宇佐宮」一六〇頁

大分県地方史料叢書(三)

豊前国村明細帳(一)

豊前国六六ヶ村の村名・村高・領主名を記した豊前国高帳の外、宇佐郡下麻生村・宇佐村・元重組・田口組・下毛郡今津組・宮園村・中摩村の村明細帳など八編を収録。近世史研究必備の書。

(頒価 会員二〇〇〇円、会員外二五〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書(一)

豊後国村明細帳(九)

肥後領大分郡高田手永「高田風土記」ほか海部・国東・速見郡の村明細帳五篇収録。

近世史研究必備の書。

(頒価 会員二五〇〇円、会員外三〇〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会